

とやまDXパートナー制度 オンライン説明会 Q&A

	質問	回答
1	DXパートナー登録申請はどちらから行えばよいのでしょうか。	DXパートナー登録申請につきましては、下記のURLよりお申込みください。 URL：https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/hbpoLPLU
2	申請後、申請内容を一部修正することは可能でしょうか。	一度申請いただいた内容は、電子申請フォーム上で修正できません。 「一時保存」機能も活用いただきながら入力・申請をお願いいたします。 なお、修正の必要がある場合には、下記のURLより申請時にご入力いただいた内容から変更がある項目のみご入力いただいたうえで、再度お申し込みください。 URL：https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/DgMWcvH3
3	会社を設立して間もないのですが、申請することは可能でしょうか。	申請可能です。 個人や前職での実績がある場合は、「支援実績」の欄にその実績をご記入ください。
4	登録申請の際、法人化は必須でしょうか。	法人化は必須ではありません。個人事業主の方も対象となります。
5	金属加工業の会社であっても、DXパートナーの登録申請は可能でしょうか。	本業の業種に関わらず、県内企業の支援主体となる場合は、申請可能です。 どのような支援が可能が具体的に記載してください。
6	金融機関も登録申請は可能でしょうか。	金融機関であっても、県内企業の支援主体となる場合は、申請可能です。 どのような支援が可能が具体的に記載してください。
7	NPO法人の登録は可能でしょうか。	NPO法人自体が県内企業の支援主体となる場合は、申請可能です。 NPO法人として、どのような支援が可能か具体的に記載してください。
8	「使用可能ツール・システム」に関して、自社独自開発のツール・システムも対象になりますか。	自社で独自に開発したツール・システムも記載の対象となります。 その場合は、どのようなツール・システムであるか分かるよう、機能や効果などについて具体的な説明を追記してください。
9	月額制、年額制のサブスクリプションサービスは対象外でしょうか。	DXパートナーの支援サービスとしては対象となります。ただし、補助金の申請にあたっては、当該支援を実施する妥当性や事業内容など総合的に審査し判断します。詳細は、第3次の公募を開始した際に、公募要領等をご確認ください。
10	DX診断やシステム導入等の支援が可能な提携先を紹介するといった形式で事業を行っています。これは支援実績となりますか。	提携先の紹介といった形式の支援も対象となります。 ただし、DXパートナーとなる事業者自身にも、企業の課題や目的の整理、計画の妥当性などに対する専門的な知見や伴走支援ができる体制を有していることが求められます。 そのため、支援実績の記載にあたっては、紹介に加えて、どの段階まで企業支援に関与したかが分かるよう、具体的に記載してください。
11	企業の皆様は、具体的にどのような方法でマッチングの相手先を探される想定でしょうか。	登録されたDXパートナーの皆様の情報をとやまDXコンソーシアムWebサイトにて公表します。 企業の皆様には、同Webサイトの情報を参考に、自社の課題やニーズに合ったDXパートナーをお探しいただくことを想定しております。 また、富山県新世紀産業機構に設置しているデジタル化相談窓口において、各企業のニーズに沿ったDXパートナーをご紹介することとしております。

	質問	回答
12	支援先企業との契約料金について、上限はありますか。	本制度では、料金体系やサービス基準は設定いたしません。 あくまで民間企業同士の取引・契約の中で、支援先企業に十分な説明を行ったうえで、料金を提示してください。 ただし、実施要領7（3）クのとおり、市場相場と乖離した不当な高額設定が認められたときには、DXパートナーの登録を取消す場合があります。
13	支援後の県への報告は特に不要といった認識でよいでしょうか。	ご認識のとおり、DXパートナーとしての支援の報告は不要としています。 ただし、今後、県やとやまDXコンソーシアムが実施する調査へのご協力をお願いします。 また、コンソーシアムWebサイトで公表するパートナーの情報に関して、支援実績等の更新へのご協力をお願いします。
14	支援にあたり、補助金の利用は必須ではないという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおり、補助金の活用は、あくまで一つの手段として捉えていただいた上で、ご支援いただきたいと考えております。
15	補助金申請は支援先企業が行う認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、補助金の申請は支援先企業自身が行うものとなります。
16	補助金活用について、【原則、「とやまDXパートナー」に登録されたITベンダー等と協力して申請すること】とありますが、どこまでの支援が求められるのでしょうか。	あくまで申請は支援先企業自身が行います。 DXパートナーの皆様には、支援先企業の課題整理や診断、解決策の提案、計画の実行・定着に対する助言等を通じて、申請内容（計画）の実効性が高まるよう、ご支援いただきたいと考えております。 なお、補助金を活用する場合において、書類の作成支援や代行申請等はDXパートナーが提供する「協力」の範囲には含まれません。
17	支援先企業との契約等が補助対象経費になるか否かは、DXパートナー制度に登録されているかどうかで決まるのではなく、個々の補助金の制度によるという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおり、あくまで補助金の要件に当てはまるかどうかで判断することになりますので、補助金の募集要領等を十分ご確認ください。
18	特定の企業との契約経費を補助金経費とする場合、相見積は必要ないのでしょうか。	富山県中小企業トランスフォーメーション補助金においては、価格の透明性を確保し、不当な高額設定を防ぐため、契約前に複数者から見積を徴収し、価格の妥当性を確認していただくことを原則としております。 ただし、発注する事業内容の性質上、複数者からの見積が困難な場合は、その理由によって特定のDXパートナーとの契約が認められる場合があります。 詳細は、第3次の公募を開始した際に、公募要領等をご確認ください。
19	補助金申請が不採択となった場合、支払い等取引が破綻しそうですが、企業の見極めなど与信等は民間企業同士で行うという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおり、とやまDXパートナー制度は、あくまで企業とDXパートナーをつなぐ枠組みであり、その後の個々の契約条件や支払い、与信判断については、民間企業同士の責任において行っていただくことを前提としています。 補助金についても、採択を保証するものではありませんので、仮に不採択となった場合の費用負担や契約の取り扱いについては、あらかじめ企業とDXパートナーの間で十分に協議・合意した上で進めていただくことが重要だと考えています。
20	補助金以外に、県及びとやまDXコンソーシアムとして、DXパートナーとの連携を予定している施策はありますか。	企業への支援に関するデジタル化相談窓口との連携・情報共有のほか、コンソーシアムで開催する研修講座や講演会等への参画などの連携が想定されます。 登録されたDXパートナーの皆様には、各種施策へ積極的にご参画いただきたいと考えています。